

上下水道ウォーターPPP 導入可能性調査業務  
プロポーザル実施要領

令和8年5月

養父市

## 1 業務概要

### (1) 件名

上下水道ウォーターPPP導入可能性調査業務

### (2) 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、養父市の上下水道事業において、ウォーターPPP（包括的民間委託レベル 3.5 以上）を導入することの考え方と方向性を決定するために、その意義・手法・効果を整理することを目的とする。なお、本市では、令和 10 年度以降に予定されている国交付金の要件を満たすことを前提としている。

### (3) 業務内容

#### ① 上下水道ウォーターPPP導入可能性調査業務

(ア) 本市上下水道の現状把握調査（整備経緯、施設整理等）

(イ) 本市上水道事業の維持管理業務調査

(ウ) 本市上水道事業の更新需要業務調査

(エ) 本市下水道事業の維持管理業務調査

(オ) 本市下水道事業の更新需要業務調査

(カ) 本市上下水道事業ウォーターPPP導入可能性における課題抽出

(キ) 本市上下水道事業ウォーターPPP事業スキーム（案）の作成

(ク) 民間事業者への意向調査（マーケティングサウンディング調査）

(ケ) 本市上下水道事業ウォーターPPP導入検討スケジュール（案）の作成

### (4) 履行期間

令和 8 年 7 月の契約時から令和 9 年 3 月 25 日まで

## 2 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない額）

30,128,000 円

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(2) 養父市指名停止基準（平成16年4月1日制定）による指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成 11年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。

(5) 登録業種及び部門に対する要件

建設コンサルタント登録規程に定める「上下水道部門」（上水道及び工業用水道、下水道）の登録を受けていること。

(6) 配置技術者に対する資格要件

(ア) 管理・照査技術者

- ・ 上水道分野  
技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者。
- ・ 下水道分野  
技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）又は技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者。

(イ) 担当技術者（管理技術者と兼務可）

各分野の資格要件を両方満たす者、又は各分野の資格要件をそれぞれ満たす者を配置するものとする。

- ・ 上水道分野 技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者。
- ・ 下水道分野 技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）又は技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者。

(7) 公告日から過去 5 年の間に国又は地方公共団体の水道事業又は下水道事業においてウォーターPPP 導入可能性調査業務実績、又は同種実績※1 を有すること。

※1 同種実績：官民連携手法導入可能性調査（対象は、上下水道事業に限る）

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

- ・ 公 告：令和 8 年 5 月 11 日（月）
- ・ 実施要領等の配布：令和 8 年 5 月 11 日（月）から（市ホームページより入手）
- ・ 質問書の受付：令和 8 年 5 月 12 日（火）から 5 月 22 日（金）午後 3 時まで
- ・ 参加申込書提出期限：令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 3 時まで
- ・ 質問書の回答期限：令和 8 年 5 月 29 日（金）（市ホームページへ掲載）
- ・ 第 1 次審査（書面審査）：令和 8 年 6 月 5 日（金）
- ・ 第 1 次審査結果通知：令和 8 年 6 月 15 日（月）
- ・ 企画提案書提出期限：令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 3 時まで
- ・ 第 2 次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）：令和 8 年 7 月上旬予定
- ・ 審査結果通知：令和 8 年 7 月上旬予定
- ・ 特定業者との協議：特定通知から 1 週間以内をめどに調整
- ・ 業務委託契約締結：令和 8 年 7 月中旬予定

#### 5 本プロポーザルに関する質問受付について

本プロポーザルに関する質問受付方法及び回答方法は次のとおりとする。

(1) 受 付

(ア) 受付期間

令和8年5月12日(火) 午前9時から同年5月27日(水) 午後3時まで(必着)

(イ) 質問方法

「質問書」(様式1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局宛に電子メールのみ受付とする。電話及び口頭での質問、FAX、郵送及び直接持参は不可とする。なお、受信確認のため必ず事務局へ電話連絡を行うこと。

提出先メールアドレス：[suidoujigyou@city.yabu.lg.jp](mailto:suidoujigyou@city.yabu.lg.jp) (養父市まち整備部上下水道課)

※ 質問者に対しては、質問内容について確認を行うことがある。なお、受付期間外に提出された質問及び指定方法以外の方法で提出された質問については、一切受け付けない。

(2) 回 答

質問に対する回答は、令和8年5月29日(金)までに、市ホームページの本プロポーザル記事内にて回答する。

プロポーザルへの参加申し込みを希望する事業者は、必ず回答を確認すること。なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

※ 意思の表明と解されるものについては、回答しない。

## 6 本プロポーザルへの参加申込書及び企画提案書等の提出について

(ア) 提出書類

① 参加申込書 様式2号

② 参加申込添付資料

ア) 会社概要 様式13号

イ) 業務の実施執行体制 様式3号

ウ) 業務実績調書及び業務実績が確認できる資料 様式4号

※業務実績が確認できる資料は、本要領の上記3(7)に記載する同類業務が確認できるもの(契約書及び仕様書など)の提出をお願いします。

(イ) 提出期限

令和8年5月27日(水) 午後3時まで(厳守)

※ 遅れた場合は参加を認めない。

(ウ) 提出部数

1部

(エ) 提出方法

事務局に持参または郵送すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

(オ) 応募を辞退する場合

参加申込書を提出した後に応募を辞退する場合は、令和8年6月4日（木）午後3時までに「参加辞退届」（様式5号）を事務局へ持参もしくは郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

※ 届出等印鑑を押印すること。

## (2) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次のとおり事務局に企画提案書・見積書を提出すること。

### (ア) 提出書類

#### 【作成要領】

#### イ) 企画提案書

- ・ 提出部数 正本1部（様式6号を鑑文としたもの）  
副本（写し）7部 合計8部
- ・ 鑑文（様式6号）は正本のみに添付し、副本（写し）については、鑑文に「上下水道ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務企画提案書」と記載し、提案者名及び押印の他、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。
- ・ 様式7号の項目を対象に評価を実施するので、企画提案書の該当ページを様式7号に記載し、併せて提出すること。
- ・ 企画提案書は、日本語（適さない箇所除く）で表記し、目次及び項番号等を付し、本文の総ページ数（空白や指定様式、目次は含まない）指定された枚数内で作成すること。また、企画提案書はA4版横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じ、A3版は2ページとしてカウントする。

#### ロ) 見積書

- ・ 提出部数  
届出印等印鑑を押印のもの各1部（封入封緘押印のこと）  
※ 提案見積書及び提案見積書内訳書に割印をしたもの。  
※ 企画提案書記載の見積内容で作成したもの。（見積書内訳も同封すること）
- ・ 養父市上下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託参考見積書（様式自由）
- ・ 提出期限  
令和8年6月26日（金）午後3時まで（厳守）
- ・ 提出方法  
事務局に持参または郵送すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。  
※ 遅れた場合は参加を認めない。  
企画提案書については、以下の書類ごとにホッチキス等により書類が分離しないように製

本すること。

ハ) 企画提案書 (本体)

また、上記企画提案書等電子データを記録した媒体を併せて提出すること。データ形式は、PDF形式とする。

ニ) その他留意事項

- ① 提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- ② 提出した参加申込書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- ③ 参加申込書及び企画提案書等に使用する言語は日本語 (適さない箇所を除く。) 、計量単位は計量法 (平成4年法律第51号) に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

ホ) 次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 「3 参加資格」 に示した要件を満たさない者が行った提案
- ② 「参加申込書」 に記載された者以外が行った提案
- ③ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない提案
- ④ 参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った提案
- ⑤ 「2 提案上限額」 に示す年度別の提案上限額を超えた提案
- ⑥ その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案

ヘ) 参加申込書及び企画提案書等の受付時において、本市は、その内容及び数量等について一切の点検を行わない。各指示事項に不備がある場合には、審査で失格となるため注意すること。

ト) 参加申込書及び企画提案書等は、選定作業の過程で複製を行う場合がある。

提案者は参加申込書及び企画提案書等の複製に同意したものとみなす。

## 7 企画提案書記載項目（以下の項目に従って作成すること。）

企画提案書に記載する項目は次のとおりである。なお、提案に対する評価項目は下記のとおりであり、これらの項目に漏れがある場合は評価に影響があるため注意すること。

### 企画提案書記載項目

#### (1) 本事業の検討方針・実施体制等

受託者としての業務検討方針や本業務に対する考え方、各業務内容に対する業務実施体制について記載すること。

(1) -1 受託者の業務検討方針や本業務に対する考え方等

(1) -2 各業務遂行体制及び役割分担等

#### (2) 維持管理業務整理・課題の抽出

(2) -1 養父市上水道事業及び下水道事業の維持管理業務について整理すること。

(2) -2 養父市上水道事業及び下水道事業の維持管理業務の実態に沿って整理すること。

(2) -3 業務内容について、概要、経費（委託費等）や職員負担（業務時間等）などを項目ごとに整理すること。

(2) -4 整理した業務について、課題がある場合は提示する。課題は、養父市上水道事業及び下水道事業の実態や受託者の知見を踏まえ、業務の改善や効率化を見込めることについて記述すること。

#### (3) 更新業務整理・課題の抽出

(3) -1 養父市水道事業及び下水道事業の更新業務について整理すること。

(3) -2 養父市水道事業アセットマネジメント計画、水道施設更新計画、下水道事業ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想などの各種計画や更新業務の実態に沿って整理すること。

(3) -3 業務内容について、概要、経費（委託費等）や職員負担（業務時間等）などを項目ごとに整理すること。

(3) -4 整理した業務について、課題がある場合は提示する。課題は、養父市上水道事業及び下水道事業の実態や受託者の知見を踏まえ、業務の改善や効率化を見込めることについて記述すること。

#### (4) 内部体制の検討

(4) -1 ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）を推進するための内部推進体制について、知見的に記述すること

#### (5) 先進地事例調査

(5) -1 ウォーターPPPについて、先進的な取組事業者の実施事例を調査し、養父市ウォーターPPPにおいて、有効な事項を抽出し、事業スキームを提示すること。

#### (6) 今後のスケジュール案の作成

(6) -1 令和8年度以降、ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）を導入するための業務全般のスケジュール（案）について記述すること。

(7) ウォーターPPPの実施に当たり留意点について

(7) -1 ウォーターPPP導入に当たり、留意すべき点について記述すること

## 8 企画提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

上下水道ウォーターPPP導入可能性調査業務に係る業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は、様式7号の項目を対象とする評価による。なお、提案者が1者のみ場合であっても、第1次審査及び第2次審査を実施する。

(2) 第1次審査の実施について（事前選考）

参加者が5者程度以上の場合には審査委員会において、事前書類選考・審査を行い本審査を行い、本審査対象者として上位3者程度選定する。事前選考の結果は6月15日（月）に電子メールで通知する

(3) 第2次審査の実施について

第1次審査を通過した提案者に対して、企画提案書等に基づいた提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による審査を行う。提案者当たり説明20分程度、質疑応答15分程度とし、参加者は5名までとする。プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書及び企画提案資料により行うこととし、プロジェクターで投影するスライドショー形式（パワーポイント等）で実施すること。

提案説明及び質疑応答に当たっては、業務を受注した際、実際に業務を主として担当するものを出席させること。

なお、企画提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

### ア開催日時

令和8年7月上旬（予定）

※ 開始時間等、詳細については開催1週間前までに通知する。

### イ会場

養父市役所 養父庁舎（住所：養父市広谷250-1）相談室（5）（予定）

※ プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、その他必要とする機材については、提案者が手配すること。

※ 日時、会場、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。詳細については、1次審査通過者に別途通知する。

(4) 最優先候補者について

最優先候補者は、企画提案書の記載内容についての技術等評価（書面審査）及び、提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答の評価点の合計点により選定する。

ただし、技術等評価（書面審査）、提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による評価点が50%に達しない場合は、最上位者であったとしても最優先候補者として選定しない。

(5) 審査結果の通知

ア 第1次審査の結果については、令和8年6月15日（月）に通知する。

※ 第1次審査の結果はFAXで送信する。

イ 第2次審査の結果については、令和8年7月上旬に通知する。

## 9 契約の締結について

- (1) 「9 本審査」により特定された特定者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議合意した後に委託契約を締結する。協議の日時は、特定通知から一週間以内をめどに調整する。

なお、当該事業者が提案した内容は、本業務仕様書に規定されたものとみなす。

特定者と合意できない場合や、契約締結までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合、又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次順位特定者から順に繰り上げて契約に向けての協議を実施する。

- (2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約書は、原則養父市の所定の契約書を使用する。

イ 提案、見積された内容・金額をそのまま委託するものではないこと。

協議の上、提案の一部を変更若しくは金額の変更をする場合がある。

ウ 業務の全部または一部について、養父市の承諾なく他者に再委託することはできない。

## 10 情報公開基準

項目	開示：○	一部開示：△	不開示：×
事業対象、契約締結前、契約締結後、選定条件	○		
プロポーザル方式採用理由	○		
提案者名			×
企画提案書 ※注1	○		×
見積書 ※注2		△	×
その他提出書類 ※注1			
採点表（合計点）※注3	○		
採点表（各評価項目点） ※注3			×
委員名簿 ※注4	○		
選定結果	○		

- (※注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。
- (※注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することという。
- (※注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。
- (※注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

## 11 その他

- (1)参加申込書及び企画提案書等の作成、プレゼンテーションへの参加等に要する一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
- (2)提案者は、「10 情報公開基準」に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。
- (3)提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (4)本プロポーザルの仕様書をもとに業務契約に係る仕様書を作成するが、本市の判断で候補者の企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションでの説明事項は、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (5)及び企画提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても本市に別途費用を請求することはできない。
- (6)最優先候補者として選考された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。
- (7)参加事業者が次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
  - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
  - イ 本業務の契約締結日までに「3 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (8)社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもなお要求水準に満たない状況が生じた場合、上記(7)に係る対応のほか、業務

履行の対価の減額や指名停止等のペナルティの対象とするものとする。

## 12. 問い合わせ先

(事務局) 養父市まち整備部上下水道課

〒667-0198

兵庫県養父市広谷 250 番地 1

電 話 079-664-1470

F a x 079-664-2015

E メール [suidoujigyou@city.yabu.lg.jp](mailto:suidoujigyou@city.yabu.lg.jp)